

消費税率の引上げに伴う地方消費税交付金の増収分(社会保障財源化分)が
 充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

【歳入】

(款)7 地方消費税交付金

(項)1 地方消費税交付金

(目)1 地方消費税交付金

(単位:千円)

節	予算額
地方消費税交付金	1,049,400
うち、社会保障財源化分	572,000

【歳出】

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名	予算額	財源内訳					
		特定財源			一般財源		
		国県支出金	市債	その他	引上げ分の 地方消費税 交付金	その他	
社会福祉	障害者福祉事業	1,330,262	921,968		16,803	50,533	340,958
	高齢者福祉事業	169,755	69,606		29,375	9,135	61,639
	児童福祉事業	2,555,657	1,796,772	11,200	96,043	84,112	567,530
	母子福祉事業	290,241	95,312		20,211	22,552	152,166
	生活保護扶助事業	368,788	267,343		100	13,082	88,263
	小計	4,714,703	3,151,001	11,200	162,532	179,414	1,210,556
社会保険	介護保険事業	987,916	31,495			123,452	832,969
	国民健康保険事業	295,219	121,834			22,380	151,005
	小計	1,283,135	153,329			145,832	983,974
保健衛生	高齢者医療事業	989,851	139,065			109,817	740,969
	病院事業	895,228	191			115,529	779,508
	疾病予防対策事業	263,983	12,409		90,758	20,758	140,058
	健康増進事業	1,038				134	904
	医療提供体制確保事業	5,332	1,333			516	3,483
	小計	2,155,432	152,998		90,758	246,754	1,664,922
合計	8,153,270	3,457,328	11,200	253,290	572,000	3,859,452	

※本資料は、消費税率の引上げに伴う引上げ分の地方消費税交付金について、社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする旨地方税法に明記されたことを踏まえ、その用途について明示するものである。